

蓄電池の人権・環境デュー・ディリジェンス

2023年4月25日

経済産業省

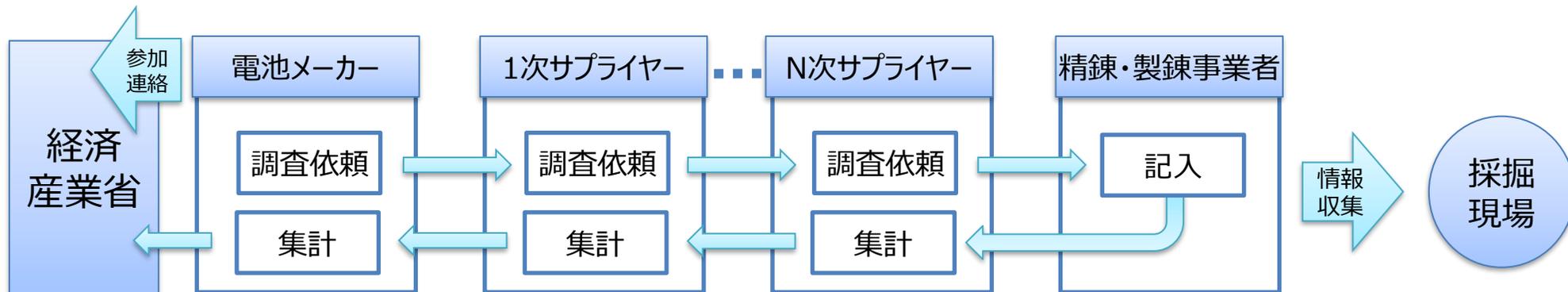
- 1. 人権・環境DD試行事業 対象鉱物、対象リスク**
- 2. 試行事業 帳票**
- 3. 試行事業 実施概要**
- 4. 試行事業 結果**
- 5. 人権・環境DDの実施における課題**
- 6. 今後の論点**

人権・環境デュー・ディリジェンス試行事業

論点	試行事業の進め方	(参考)欧州バッテリー規則案
対象部材	<ul style="list-style-type: none"> コバルト、ニッケル、リチウム、黒鉛の採掘・精錬・加工プロセス 	<ul style="list-style-type: none"> コバルト、ニッケル、リチウム、黒鉛の採掘・精錬・加工プロセス
対象リスク	<ul style="list-style-type: none"> 大気 水 土壌 生物多様性 人間の健康 労働衛生・安全 児童労働を含む労働者の権利 人権 地域社会の生活 	<ul style="list-style-type: none"> 大気 水 土壌 生物多様性 人間の健康 労働衛生・安全 児童労働を含む労働者の権利 人権 地域社会の生活
リスクの評価方法	<ul style="list-style-type: none"> 対象部材にかかる調達先を対象に、環境・社会的影響の有無を確認。 その際、確認の方法(現地企業へのヒアリング調査実施の有無)についても確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な評価方法については、現時点で未確定。 今後、欧州委員会が策定。
評価の妥当性検証等のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> リスクの確認手順の実行性を確認するとともに、 「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」での検討を踏まえて進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> OECD「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」等を踏まえ、企業はプロセスについて第三者認証を受ける必要。 グリーンバンスメカニズム(苦情処理窓口)の設置が必要。

人権・環境デュー・ディリジェンス（DD） 試行事業 実施手順

- 電池メーカーは、経済産業省に試行事業への参加を連絡。
- **人権・環境リスクへの対応状況に関する帳票**を、電池メーカーから1次サプライヤー(正極メーカー、負極メーカー、電解液メーカー等を想定)に送付。帳票を受領した1次サプライヤーは2次サプライヤーに送付。2次サプライヤーは3次サプライヤーに送付。これを繰り返し、精錬・製錬事業者まで帳票を届ける。
- 精錬・製錬事業者は、帳票に必要事項を記入。その際、可能な範囲で、採掘現場における人権・環境リスクに関する情報を収集。精錬・製錬事業者は、帳票を送付してきたサプライヤーに対し、記入済みのアンケートを送付。
- 精錬・製錬事業者から帳票を受領した企業は、下流の企業に対し結果を送付。これを繰り返し、電池メーカーまで帳票の結果を届ける。
- 電池メーカーは、帳票受け取り、コバルト・ニッケル・リチウム・黒鉛の採掘・精錬・加工プロセス等における人権・環境リスクへの対応状況について、経済産業省に報告する。



人権・環境DD試行事業の帳票：参照したガイドライン・ルール

- OECD・RMI・Copper Mark・JOGMEC・欧州委員会等の各種ガイドラインやルールを参考に、試行事業の対象の4鉱物と環境・人権リスクをカバーしたリスクへの対応状況について調査する帳票を作成。

鉱物に関するDDガイドラインの発行機関と対象鉱物／リスクの関係

○：直接言及、△：対象カテゴリとして含まれる

発行機関		OECD		RMI			Copper Mark	JOGMEC	欧州委員会
機関の説明		世界38カ国の先進国が加盟する経済協力開発機構。持続可能な開発のためのDDガイドライン等を提供		世界で300以上の企業・団体が加盟する、責任ある鉱物調達に関するイニシアチブ。サプライチェーンの川上から川下までをカバーする監査スキーム等を提供			責任ある銅生産の国際認証機関（他金属業界団体とも連携）	探鉱や金属資源開発への出資等を実施する日本の独立行政法人	欧州連合の制作執行機関であり、行財政運営を実施
ガイドライン特徴		全てのサプライチェーンDDに対する国際的なガイドラインを提供		責任ある鉱物調達における、最も活用されている国際的なDD基準・監査認証を提供			該当金属DDにおけるリスク評価基準や検証方法等を提供	日本事業者の探鉱開発における出資融資と債務保証基準を提供	欧州市場における蓄電池のDD要求事項等を規定
ガイドラインルール概要		責任ある企業行動のためのOECD DD	紛争地域及び高リスク地域鉱物の責任あるSCのためのDDガイダンス	コバルト製錬業者を対象としたサプライチェーンDD基準	銅・黒鉛・ニッケル・亜鉛のJoint DD基準	全鉱物SCに向けた責任ある調達グローバルDD基準	リスク対応評価のための基準ガイド	出資融資及び債務保証に係るHSE審査基準	欧州電池規制
対象鉱物	Co	△	△	○			△	○	○
	Ni	△			○		△	○	○
	Li	△				△	△	○	○
	黒鉛	△				△	△		○
対象鉱物		SC全体に対応	紛争地域及び高リスク地域の全鉱物。特定鉱物の言及は3TG（スズ、タンタル、タングステン、金） Coは高リスク地域鉱物想定			全ての鉱物と記載されており、Li等も含まれると解釈	金属バリューチェーンで広く活用		黒鉛は天然黒鉛に限定
対象リスク	環境	○					○	○	○
	人権	○	○	○	○	○	○	○	○
最終更新年		2018	2016	2021	2021	2021	2022	2020	2023
対象地域		世界	世界	世界	世界	世界	世界	日本	欧州
規則種別		ソフトロー	ソフトロー	ソフトロー	ソフトロー	ソフトロー	ソフトロー	ソフトロー	ハードロー

(出所) 『責任ある企業行動のためのOECDデュー・デリジェンス・ガイダンス』OECD (2018)、『OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス 第三版 (仮訳)』外務省 (2016)、『COBALT REFINER SUPPLY CHAIN DUE DILIGENCE STANDARD』RMI (2021/8)、『Joint Due Diligence Standard for Copper, Lead, Nickel and Zinc』RMI (2021/2)、『GLOBAL RESPONSIBLE SOURCING DUE DILIGENCE STANDARD FOR MINERAL SUPPLY CHAINS ALL MINERALS』RMI (2021/12)、『The Criteria Guide for the Risk Readiness Assessment DRAFT FOR PUBLIC CONSULTATION』Copper Mark&RRA、(2022/4)、『IRMA Standard for Responsible Mining –Guidance Document』IRMA (2020/4)、『探鉱原則』ICMM (2022/6) 『出資及び債務保証に係るHSE審査基準 (金属鉱物)』JOGMEC (2020/6/12)、『Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning batteries and waste batteries, repealing Directive 2006/66/EC and amending Regulation (EU) No 2019/1020』欧州理事会 (2023/1/18)

(参考) 人権・環境DD試行事業帳票の質問項目 (1/2)

#	大項目	中項目	質問項目	
1	強固な企業管理システムを構築する	1-1	紛争地域および高リスク地域を起源とする鉱物のサプライチェーンのための企業指針を採用し、供給業者ならびに公に対して明確に説明していくこと ・ Cobalt、Nickel、Lithiumの原料調達に関する企業方針を設定し、公開していますか？ →YESの場合、リンクまたは該当ファイルを添付してください。	
2		1-2	サプライチェーンのデュー・ディリジェンスを支援するための内部管理を構成すること ・ DDを推進する社内組織を構築し、責任者を任命していますか？	
3		1-3	鉱物サプライチェーンの統制と透明性のシステムを設置すること ・ 自社ルールまたは業界が主導するルールを採用してDDを運用・管理していますか？	
4		1-4	供給業者との企業同士の関係を強化すること。供給業者との契約書および合意書のいずれかまたは双方の中に、サプライチェーン指針を織り込むべき ・ 自社のDDについて供給業者に説明し、同意を得ていますか？	
5				・ また、その確証を供給業者から得ていますか？
6		1-5	企業レベル、もしくは業界全体で、早期警戒リスク認識システムとしての苦情処理メカニズムを構築すること ・ 自社ルールまたは業界が主導するサプライチェーンからの苦情処理メカニズム（国連のビジネスと人権）を構築していますか？	
7	9~64 サプライチェーン内のリスクを特定、評価する	2-1	補足書の中で勧告されている通り、サプライチェーン内のリスクを特定すること ・ 各鉱種ごとでリスクを特定していますか？（以下各鉱種別に環境・人権リスクについて記載）	
8			・ 自社ルールあるいは業界団体のルールを基にリスクを特定していますか？	
		2-1-①	【環境リスク：大気への影響】 2-1-①-1:大気汚染 ・ 採鉱現場、選鉱場、発電所等、プロジェクトを通して排出される大気汚染物質（銅、鉄、砒素、カドミウム、鉛、水銀、亜鉛等の重金属を含む煤塵、SOX、NOX等）	
		2-1-②	【環境リスク：水への影響】 2-1-②-1:水の使用 ・ 水利用（地表水、地下水等）による水域環境（河川等）や水量（洪水または排水）への影響	
		2-1-②	【環境リスク：水への影響】 2-1-②-2:水へのアクセス ・ 水利用者、水利権保有者、その他の利害関係者への影響や、下流域等のコミュニティへの地下水の取水や汚染による影響	
		2-1-③	【環境リスク：水・土壌への影響】 2-1-③-1:土壌汚染 ・ 製品またはサービスにおける生物学的、化学的または物理的危険物による土壌汚染	
		2-1-③	【環境リスク：水・土壌への影響】 2-1-③-2:水質汚染 ・ 鉱山廃水や堆積場浸透水、選鉱等プロセスに起因する廃水等、プロジェクトからの排水等に起因する水質汚染	
		2-1-④	【環境リスク：生物多様性への影響】 2-1-④-1:生物多様性の観点から国際的、地域的に重要とされている種 ・ 種の固有性、希少性、個体数、脅威、脆弱性、やその生息地に基づく、生物多様性価値への影響（海生・陸生動物、底生生物、植生、サンゴ礁、マングローブ林、湿地帯等）	
		2-1-④	【環境リスク：生物多様性への影響】 2-1-④-2:公式に定められた保護区 ・ 事業実施国の法規制若しくは国際条約等に定められた保護区又は貴重種・希少種等の生息地への影響	
		2-1-⑤	【人権リスク：健康被害】 2-1-⑤-1:人間の身体的健康 ・ 事業活動により発生する重金属や硫化水素等の有害物質による健康への影響	
		2-1-⑥	【人権リスク：地域コミュニティへの影響】 2-1-⑥-1:化学的な危険性（鉱物や金属の加工に使用される化学物質への曝露など） ・ 化学的な危険物質の使用による、地域コミュニティへの影響	
		2-1-⑦	【人権リスク：労働衛生・安全】 2-1-⑦-1:化学的危険物・有害物質の使用 ・ 作業場所で発生する有害化学物質、粉塵等危険物質の影響	
		2-1-⑦	【人権リスク：労働衛生・安全】 2-1-⑦-2:作業設備・装置 ・ 労働者の身体的および精神的能力に適合しない機械、設備の使用による影響	
		2-1-⑦	【人権リスク：労働衛生・安全】 2-1-⑦-3:作業環境（照明、換気、温度等） ・ 不十分な照明や換気、有害レベルの低/高温、危険エリアへの立ち入りに関して不適切な管理等、建物や作業場所の危険な環境	
	2-1-⑧	【人権リスク：強制労働のリスク】 2-1-⑧-1:あらゆる形態の強制労働 ・ 懲罰の脅威のもとで何者かに強要されたものであり、当人が自発的に行うものではない労働やサービスの提供等の強制労働		
	2-1-⑨	【人権リスク：児童労働のリスク】 2-1-⑨-1:最悪の形態の児童労働 ・ 児童労働（- 経済的搾取となる労働、- 教育上悪影響を及ぼす、又は教育を妨げる可能性のある労働、- 健康や心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のある労働）		
65		2-2	附属書 II および本ガイダンスのデュー・ディリジェンス勧告と整合する各企業のサプライチェーン指針の基準と照らし合わせて、悪影響のリスクを評価すること ・ 特定したリスクに基づいて、紛争地域および高リスク地域を選定していますか？	
66			・ 上述以外の基準でリスクの自社影響度の評価をしていますか？	

リスク対応項目（マテリアリティ、影響評価、実施結果）・現地調査の4項目を回答

(参考) 人権・環境DD試行事業帳票の質問項目 (2/2)

#	大項目	中項目	質問項目
67	特定されたリスクに対応するための戦略を立案し、実施する	3-1	サプライチェーンのリスク評価結果を、企業内で任命された経営上層部に報告すること ・ サプライチェーンのリスク評価結果を自社のマネジメント層に定期的に報告していますか？
68		3-2	リスク管理計画を考案し、採用すること。次の三つのいずれかによって、リスク管理 戦略を考案する i) 測定可能なリスク緩和の取組みを行う間を通じて、取引を継続 する ii) 測定可能なリスク緩和の取組みを継続する間、一時的に取引を停止する iii) 緩和への試みが失敗に終わったか、または企業がリスク緩和策は実現不可能か許容範囲にないと見なした場合、供給業者との関係を解消する ・ 特定したリスクを軽減・緩和する措置を講じていますか？
69		3-3	リスク管理計画を実施し、リスク緩和の取組みの進行状況や内容を監視・追跡した上、 経営上層部に報告すること ・ リスクの特定・評価・改善・計画を行うことでPDCAを回し、それをマネジメント層に報告していますか？
70		3-4	緩和を必要とするリスクのため、または状況に変化があった後に、事実およびリスクについての追加的な評価を引き受けること ・ リスクの改善のためまた状況が変化した場合には、都度必要なリスクの特定・評価を行っていますか？
71	サプライチェーンの中の、特定のポイントにおいて、独立の第三者によるサプライチェーンのデュー・ディリジェンスの監査を実施する	4-1	- ・ 自社ルールあるいは業界団体のルールを基に独立した第三者による監査を受けていますか？
72			・ YESの場合、どのようなルールを採用し誰の監査を受けましたか？
73			・ ISO14001、ISO45000を取得していますか？
74	サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関して報告を行う	5-1	- ・ 自社で行っているDDに関して社外に公開・報告していますか？→YESの場合、リンクまたは該当ファイルを添付してください。

(参考)リスク対応項目の回答方法

- 各リスクについて、①人員・責任の割当等の「マネジメント」②リスクの影響を評価するプロセスの体系化等の「影響評価」③実際に生じているリスクが影響評価によってカバーされているかといった「実施結果」の取組状況から、リスクへの対応状況をHigh, Medium, Lowの三段階で自己確認。

	マネジメント	リスク対応項目ご工事・事業中のリスクを評価対象とする影響評価	実施結果
	<p>マネジメントシステムは、方針の設定、手順の明確化、人員と責任の割り当て、従業員の訓練、設定した目標に対する進捗状況の監視など広く利用される。マネジメントシステムの効果的な実施は、ESG側面の管理のための手順、対応、適応が容易になる。成熟したマネジメントシステムは、事業所や作業現場が潜在的、実際の影響をマネジメントし、法的義務なステークホルダーの職務を責任を果していることをステークホルダーに保証している。</p>	<p>影響評価により、事業所や作業現場は、責任を負うべきESG側面の範囲と基本的な状態を規定することができる。何が管理すべき重要事項か、何を優先すべきか、どこにリソースを割り当てるべきかを定めることが重要である。影響評価の結果は、マネジメントシステムでカバーすべき側面を特定し、その成熟度によって、事業所や作業現場が正しい手順に正しい順序と優先順位で取り組んでいることを保証する。</p>	<p>実施結果は、事業所や作業現場のシステムの有効性を確認するための最後のテストとなる。リスク評価とマネジメントシステムの目的は、ステークホルダーにプラスの影響を与えるようなパフォーマンスを実現すること。事業所や作業現場の実施結果の成熟度は、他の2つの評価項目と合わせて測定することで、ESGパフォーマンスの全体像が把握できる。</p>
High	<p>【マネジメントシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マネジメントシステムは、事業の規模と範囲に応じ、リスクと影響をマネジメントするための方策を効果的に実施し、継続的な改善を推進するよう設計されている。 ● 現地の法律や関連する国際条約、規範、リスク基準を適切に考慮した、包括的な方針、プロセス、計画、手順が存在する。 ● マネジメントシステムの位置づけ ● マネジメントシステムは、リスクと影響の排除・低減を志向しており、リスクや影響のマネジメントが計画や意思決定の一部となっている 【文書化】 ● 明確、有効で、十分に文書化されている。 - 各ラインの責任と説明責任、- 資金と人的資源の配分、- モニタリングの手順とデータ収集メカニズム、- 研修プログラム <p>マネジメントシステムの監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業規模と範囲に応じた、マネジメントシステムに対する明確で責任のある経営層の監視が行われ、進捗を推進するために適切なレベルとタイミングで意思決定がなされている。 ● マネジメントシステムに関し、自社の取組についての適切な社内コミュニケーションと、事業所や作業現場におけるマネジメントシステムに関する知識がある。 【リスクへの対応】 ● 特定されたリスクと影響に対処するために、事業所や作業現場がどのような対策の実施、または実施計画があるかについて、明確な証拠があること。 ● マネジメントシステムの開示 ● マネジメントシステムに関して、統合報告書やサステナビリティレポートまたはそれに準ずる文書として、包括的外部報告や開示要件があり、それはマネジメントシステムとその効果の伝達や、事業の規模・範囲に適切なものである。 ● マネジメントシステムの対象 ● マネジメントシステムの適用範囲は、各リスクカテゴリーの中心事項をすべて、またはほとんどを含んでいる。 	<p>【評価プロセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 影響の特定と評価の手順が業務上のプロセスとして統合、体系化されており、事業所や作業現場内で一貫して適用されている 【ESG影響に対する認識】 ● 事業所や作業現場のESG影響に対する、潜在的または実際の自社固有のリスクとその重大性がステークホルダーとの関わり ● 影響の特定と評価プロセスの対象に、影響を受けるコミュニティ、労働者、政府関係者、市民社会等関連ステークホルダーが含まれている。 ● すべての関連ステークホルダーと協議し、その意見と提言が適切に記録され、リスクや影響の特定と取り入れられているという証拠がある。 【結果の公開】 ● 影響の特定と評価の結果が、統合報告書やそれに準ずる文書として公開されている。 <p>● 影響評価プロセスの範囲には、各リスクカテゴリーの中心事項をすべて含む。</p>	<p>【影響評価の範囲と実施結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所や作業現場におけるほとんどのリスク事象/結果は、影響評価の対象としてカバー、または予期されている。 <p>【マネジメントシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マネジメントシステムは、事業の規模と範囲に応じ、リスクと影響をマネジメントするための方策を効果的に実施し、継続的な改善を推進するよう設計されている。 <p>【関連法の考慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現地の法律や関連する国際条約、規範、リスク基準を適切に考慮した、包括的な方針、プロセス、計画、手順が存在する。 <p>【マネジメントシステムの位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マネジメントシステムは、リスクと影響の排除・低減を志向しており、リスクや影響のマネジメントが計画や意思決定の一部となっている <p>【文書化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明確、有効で、十分に文書化されている。 - 各ラインの責任と説明責任、- 資金と人的資源の配分、- モニタリングの手順とデータ収集メカニズム、- 研修プログラム
	<p>【マネジメントシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リスクマネジメントシステムは、事業活動の規模と範囲に応じて、重要なリスクをマネジメントするように構成されているが、必要な方針、手順、計画の欠落や不完全性により、その具体性は不十分である 【関連法の考慮】 ● 現地の法律や規制の遵守によって推進される方針、プロセス、計画、手順があるが、関連する国際条約、規範、リスク基準への配慮を欠いている。 ● マネジメントシステムの位置づけ ● マネジメントシステムは、リスクと影響の低減よりも、リスクと影響の監視を志向している。 【文書化】 ● 部分的に文書化されているが、不明瞭であったり、一部文書化されていない。 - 各ラインの責任と説明責任、- 資金と人的資源の配分、- モニタリングの手順とデータ収集メカニズム、- 研修プログラム <p>マネジメントシステムの監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マネジメントシステムに対する経営層の監視が行われるが、事業の規模や範囲に対して不十分である。 【社内コミュニケーション】 ● マネジメントシステムに関する内部コミュニケーションと事業所や作業現場におけるマネジメントシステムに関する知識はあるが、自社の取組についてのコミュニケーションが不十分である。 【リスクへの対応】 ● マネジメントシステムは構築されているが、リスク対応についてのレビューや更新が不完全または効果的なものがなされていない。 ● マネジメントシステムの開示 ● マネジメントシステムに関して、統合報告書やサステナビリティレポートまたはそれに準ずる文書として、包括的外部報告や開示要件があるが、事業規模や範囲に比してシステムの適切性を伝えるには不十分である。 ● マネジメントシステムの対象 ● マネジメントシステムの適用範囲は、各リスクカテゴリーの中心事項を中程度含む。 	<p>【評価プロセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 影響の特定と評価プロセスの完了、または進行中であることを示す証拠がない。 【ステークホルダーとの関わり】 ● 影響の特定と評価プロセスの対象に、影響を受けるコミュニティ、労働者、政府関係者、市民社会等関連ステークホルダーが含まれていない。 ● リスクや影響評価のために関連ステークホルダーとの協議の証拠がない。 【リスク評価方法】 ● リスクや影響の特定と評価に、経済的、ガバナンス的、社会的、環境的文脈への配慮が盛り込まれた形跡がない。 ● リスクや影響の特定と評価において、関連する政府当局またはその他の関係者によって作成された、関連性があり、適切な計画、研究、評価を考慮した形跡がない。 【結果の公開】 ● 影響の特定と評価の結果の公開がない 【リスク評価対象】 ● 影響評価プロセスの範囲には、各リスクカテゴリーの中心事項を含まない、またはごく一部に限定されている 	<p>【影響評価の範囲と実施結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所や作業現場のリスク事象/結果と、社員、環境、コミュニティ、(その他の影響を受けるステークホルダー)に悪い影響が及ぼすものがある。 <p>【マネジメントシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リスクマネジメントシステムは、事業活動の規模と範囲に応じて、重要なリスクをマネジメントするように構成されているが、必要な方針、手順、計画の欠落や不完全性により、その具体性は不十分である <p>【関連法の考慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現地の法律の遵守によって推進される方針、プロセス、計画、手順があるが、関連する国際条約、規範、リスク基準への配慮を欠いている。 <p>【マネジメントシステムの位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マネジメントシステムは、リスクと影響の低減よりも、リスクと影響の監視を志向している。 <p>【文書化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 部分的に文書化されているが、不明瞭であったり、一部文書化されていない。 - 各ラインの責任と説明責任、- 資金と人的資源の配分、- モニタリングの手順とデータ収集メカニズム、- 研修プログラム
Low	<p>● 事業所や作業現場の規模と範囲に対して、マネジメントシステムの定義が不明確で、関連する方針、手順、計画がない、またはごくわずかである。 【関連法の考慮】 ● 現地の法律や規制の遵守を確認する、マネジメントシステムの証拠がない。 【文書化】 ● 下記について、明確で文書化されたものがない。 - 各ラインの責任と説明責任、- 資金と人的資源の配分、- モニタリングの手順とデータ収集メカニズム、- 研修プログラム 【社内コミュニケーション】 ● マネジメントシステムに関する経営層の監視がほとんどない、あるいは全くない。 【社内コミュニケーション】 ● マネジメントシステムに関する社内コミュニケーションや、事業所や作業現場内のマネジメントシステムに関する知識はほとんどない、あるいは全くない。 【マネジメントシステムの開示】 ● マネジメントシステムに関して、統合報告書やサステナビリティレポートまたはそれに準ずる文書の公開等、外部報告や開示要件がない。 ● マネジメントシステムの対象 ● マネジメントシステムの適用範囲は、各リスクカテゴリーの中心事項を含まない、またはごく一部に限定されている。 </p>	<p>【評価プロセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 影響の特定と評価プロセスの完了、または進行中であることを示す証拠がない。 【ステークホルダーとの関わり】 ● 影響の特定と評価プロセスの対象に、影響を受けるコミュニティ、労働者、政府関係者、市民社会等関連ステークホルダーが含まれていない。 ● リスクや影響評価のために関連ステークホルダーとの協議の証拠がない。 【リスク評価方法】 ● リスクや影響の特定と評価に、経済的、ガバナンス的、社会的、環境的文脈への配慮が盛り込まれた形跡がない。 ● リスクや影響の特定と評価において、関連する政府当局またはその他の関係者によって作成された、関連性があり、適切な計画、研究、評価を考慮した形跡がない。 【結果の公開】 ● 影響の特定と評価の結果の公開がない 【リスク評価対象】 ● 影響評価プロセスの範囲には、各リスクカテゴリーの中心事項を含まない、またはごく一部に限定されている 	<p>【影響評価の範囲と実施結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所や作業現場のリスク事象/結果と、社員、環境、コミュニティ、(その他の影響を受けるステークホルダー)に悪い影響が及ぼすものがある。 <p>【マネジメントシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リスクマネジメントシステムは、事業活動の規模と範囲に応じて、重要なリスクをマネジメントするように構成されているが、必要な方針、手順、計画の欠落や不完全性により、その具体性は不十分である <p>【関連法の考慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現地の法律の遵守によって推進される方針、プロセス、計画、手順があるが、関連する国際条約、規範、リスク基準への配慮を欠いている。 <p>【マネジメントシステムの位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マネジメントシステムは、リスクと影響の低減よりも、リスクと影響の監視を志向している。 <p>【文書化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 部分的に文書化されているが、不明瞭であったり、一部文書化されていない。 - 各ラインの責任と説明責任、- 資金と人的資源の配分、- モニタリングの手順とデータ収集メカニズム、- 研修プログラム

1. **人権・環境DD試行事業** 対象鉱物、対象リスク
2. **試行事業** 帳票
3. **試行事業** 実施概要
4. **試行事業** 結果
5. **人権・環境DDの実施における課題**
6. **今後の論点**

人権・環境DD試行事業 実施概要

- 令和4年8月から、試行事業を開始。帳票は蓄電池のサプライチェーンを精錬・製錬業者まで遡って回答が依頼され、国内外の事業者から回答を受領。
- 令和5年2月に帳票の回収を締め切り、**延べ123社のリスクの確認結果を得た。**

試行事業の実施概要

■ スケジュール

- 令和4年8月16日～令和4年9月20日：補助事業の公募
- 令和4年8月23日、8月30日：対象事業者向け説明会
- 令和4年12月23日：DD帳票の一次締切
- 令和5年2月3日：DD帳票の最終締切

■ 回収回答数：延べ123社（電池メーカー、電池部素材サプライヤー、精錬・製錬事業者）

- 電池メーカー、電池部素材サプライヤー、精錬・製錬事業者の合計
- 回収スキームの特性上、サプライヤー・精錬・製錬業者には回答企業の重複あり

想定された論点 と検証結果

帳票を用いて、精錬・製錬事業者までサプライチェーンを遡り、調査をすることが可能か？

・コバルト、ニッケル、リチウム、黒鉛の4鉱物について、一部のサプライチェーンでは、本スキームによる帳票の回収が実施されたが、回収ができなかったものもあった。

海外プレイヤーの追跡をすることが可能か？

一部の海外事業者からは回答を収集することができた一方、回収できない事業者もあった。また、多数の海外事業者からの回収は、回収側に負担がかかるとの指摘あり。

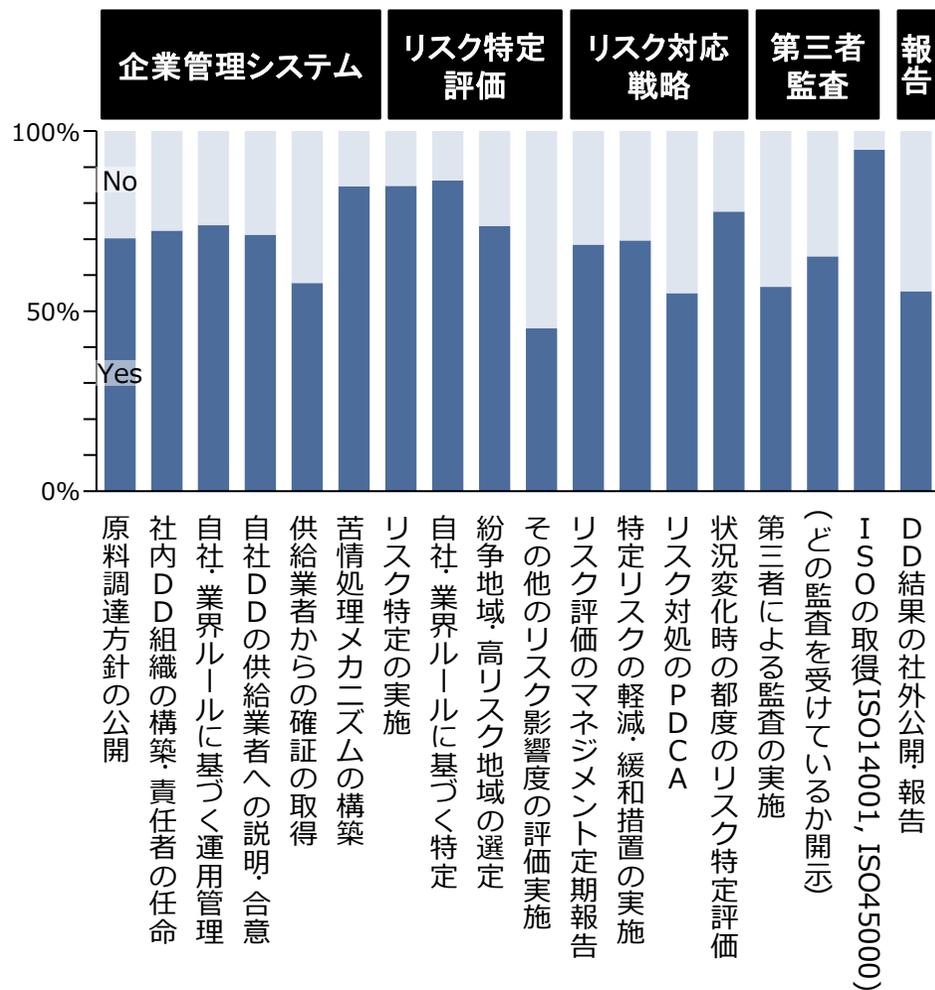
各事業者は現地調査を実施することが可能か？

全体で4～5割、日本拠点の企業で3割程度の実施率。下流企業（電池メーカー・サプライヤー）にとっては、現地調査はリソース面で負担が大きいとの指摘あり。

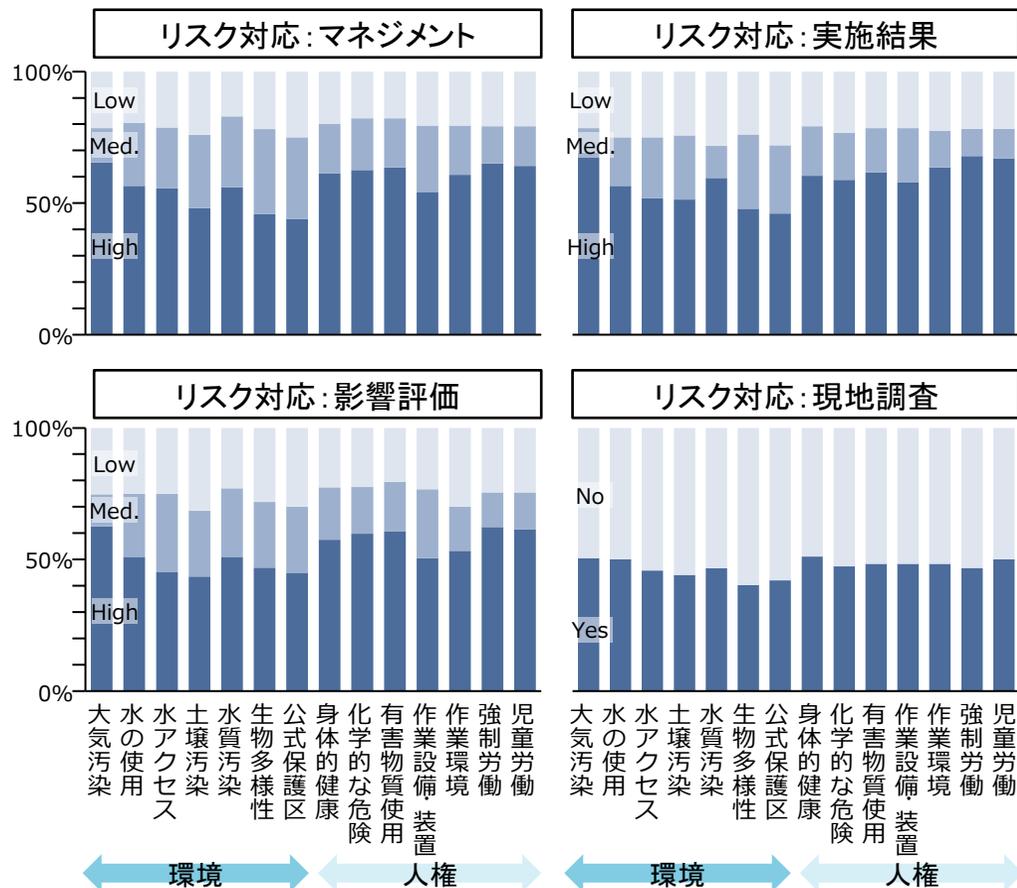
人権・環境DD試行事業 結果

- 試行事業の帳票の74項目についての回答を集計。

DDの実施状況



各リスクに対する対応状況



※ 割合は未回答を除く

人権・環境DD試行事業 結果

- 約7割の事業者が鉱物調達方針を公開し、8割強がリスク特定を実施するなど、**DDに関する取組が進んでいる**。
- 精錬・製錬事業者といった上流側の企業ほど、対応を進めている傾向がある。

	大項目1 企業管理システム構築	大項目2 リスク特定・評価	大項目3 リスク対応戦略	大項目4・5 第三者監査・報告
全体特徴 (全123社)	<ul style="list-style-type: none"> ● 約7割が鉱物調達方針を公開しており、約7割が社内にDD推進組織を構築済み ● 約7割が供給業者へ自社DDについて説明を行い、約6割が確認まで得ている ● 9割弱が苦情メカニズム構築済 	<ul style="list-style-type: none"> ● 8割強がリスク特定を実施 ● 人権リスクへの対応の方が環境リスクよりHigh割合が高い傾向 ● 環境リスクの中では、大気汚染項目が最も関心が高く、土壌汚染と生物多様性項目は劣後 ● 現地調査の実施は4～5割に留まる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 約7割がマネジメントへの定期的なリスク評価結果の報告、リスク措置を実施 ● 6割弱がリスク管理計画を策定およびマネジメントへの定期報告を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 約6割が第三者による監査を受けている ● 9割強がISO14001（環境）またはISO45000（労働安全衛生）取得 ● 6割弱がDD結果をウェブサイト等で公開
レイヤーによる特徴	<p>上流ほどリスク対応・組織・認証等に優れた企業が多い傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調達方針の公開・社内DD組織構築・苦情メカニズム等、全体として上流側の精錬・製錬業者ほど対応している傾向 ● 人権リスクは差異は大きくないが、環境（特に生物多様性）は上流ほど対応意識が高い傾向にあり、現地調査は上流ほど実施 ● 精錬・製錬業者（全65社）は第三者監査の取得率が大きく（7割弱）、DD結果の公開率も高い（7割強） 			
地域による特徴	<p>日本拠点企業にはリスク種類に得手不得手があり、現地調査実施率は低い傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本拠点の企業は人権リスクと環境のうち大気汚染項目は全体傾向よりHigh割合が高い一方、現地調査は30%以下に留まる ● 欧州拠点企業は全リスク対応と現地調査の実施率が高い ● 日本拠点の企業は第三者監査の取得率は約5割、ISO取得率は9割強 			

1. 人権・環境DD試行事業 対象鉱物、対象リスク
2. 試行事業 帳票
3. 試行事業 実施概要
4. 試行事業 結果
5. 人権・環境DDの実施における課題
6. 今後の論点

人権・環境DDの実施における課題

- 試行事業により、DDの実施における様々な実務上の課題が明らかとなった。

① 帳票項目の内容・量

- 回答欄や帳票シートが多く、回答すべき箇所がわかりづらい。
- 日本語の帳票と英語の帳票で解釈のされ方が異なる可能性。

② DD実施のための社内体制の未整備

- 倫理的な調達やCSRの実施に十分に対応するための人員が割けず、DDの実施が困難。

③ 環境リスク等の新たなリスク項目へのキャッチアップ

- 欧州電池規則案においてリスク項目が追加されるなど、DDに求められる内容が増加しており、対応し続けることが困難。

④ 遠距離事業者とのコミュニケーションコスト

- 直接の取引関係にない事業者や海外事業者については、DDの実施における正確な意思疎通や進捗管理が難しい。

⑤ 秘匿情報の提供への不安

- 機密情報の取扱いについての懸念。

⑥ リスク確認結果の正確性

- 事業者によって、DDの理解は様々であり、リスクの確認結果について、正確性・客観性の担保が困難。

⑦ サプライチェーン全体の網羅性

- 回答の辞退や、回答が回収できなかったことなどにより、サプライチェーン上の企業を網羅的に把握することはできなかったため、サプライチェーン全体におけるDDの実施率の確認や、リスク確認を実施できなかった企業の把握が困難。

人権・環境DDにおける課題と今後の論点

- 試行事業のスキームによる人権・環境リスクの確認は一定程度機能したものの、実施方法の効率化、確認結果の正確性の担保、サプライチェーン全体の網羅性等の課題の直面。これらを踏まえつつ、実効的なDDのスキームについて、さらに検討を深めていくことが必要ではないか。

DD実施における実態・課題

- ① 帳票項目の内容・量
- ② DD実施のためのリソースの不足
- ③ 環境リスク等の新たなリスク項目へのキャッチアップ
- ④ 遠距離事業者とのコミュニケーションコスト
- ⑤ リスク確認結果の正確性
- ⑥ サプライチェーン全体の網羅性
- ⑦ 秘匿情報の提供への不安



検討の方向性

DD実施方法の効率化

A

- 事業者により頼した帳票項目が多く、回答すべき箇所が読み取りづらく、質問内容・回答方法の明確化など、帳票の改善の余地があった。
- サプライチェーン上の事業者間の、帳票の回答依頼や回収、集計の簡素化を行うことで、進捗管理やコストなど、事業者にかかる負担を低減させるための検討を進めていく。

海外動向を踏まえたDD実施スキームの検討

B

- 昨年度実施した試行事業の調査結果には、客観的な視点を取り入れる必要性があった。
- 今年度以降の取組として、情報の正確性を担保するための、海外動向を踏まえつつ第三者認証を取り入れたDD実施のスキームを検討していく。

DDを含めた蓄電池のサステナビリティに関するデータプラットフォームの構築に向けて

C

- 海外事業者や取引関係が薄い事業者間における情報収集の難易度やコミュニケーションエラーが課題となった。
- 今後の方針として、円滑なDDの実施を促進や秘匿性の担保を両立するプラットフォームとなる、データ連携が可能となる基盤の構築を中長期的な目線で検討していく。

(参考) 欧州電池規制 サプライチェーンDDの概要

- 対象製品を市場に出す事業者は対象鉱物／リスクに関するサプライチェーンDDの実施義務を持つ。

		欧州委員会提案 2020/12/10	欧州理事会提案 2022/3/14	暫定合意案 2023/01/18
開始時期		規則発効の12ヶ月後	規則発効36ヶ月後か委員会ガイドライン発効24ヶ月後の遅い方	規則発効の24ヶ月後
対象地域		EUとEEA		
対象製品		2kWh以上の内部容量を持つ産業用電池と電動車電池	専用外部ストレージを除いて2kWh以上の容量を持つ産業用電池と電動車電池	規制対象となる全ての電池
対象者		対象製品を市場に出す経済事業者		純売上高€40M未満かつ連結売上高が€40M以上のグループに未所属では適用外
対象鉱物		(a) コバルト、(b) 天然黒鉛、(c) リチウム、(d) ニッケル、電池の活物質を製造するために必要な(a)~(d)の原材料をベースにした化合物		
対象リスク	環境	空気	大気：大気汚染、温室効果ガス排出等	
		水	水：海底や海洋環境を含、水質汚染、水の使用、水量（洪水、排水）、水へのアクセス等	
		土壌	土壌汚染、土壌浸食、土地利用及び土地劣化等	
		生物多様性	生物多様性；生態系サービスを含む、生息地、野生生物、植物、および生態系	
		-	有害物質	
	健康	-	騒音及び振動	
		-	エネルギー使用	
		-	廃棄物及び残渣	
		-	植物の安全性	
		-	-	
労働	労働安全衛生		児童労働	
	児童労働を含む労働者の権利		強制労働	
	-		差別	
	-		労働組合の自由	
人権	人権（※言及のみで詳細規定なし）		国際法で認められている人権	
地域	地域社会の生活		先住民族を含む地域社会での生活	
情報	-	情報へのアクセス、意思決定への市民参加、環境問題における司法へのアクセス		
DD義務	体制	社内マネジメントシステムの構築、SCの統制・透明化、サプライヤーとの契約・合意事項へのDDポリシーの組込、SC方針・リスク管理手法の組込、苦情処理メカニズムの確立		
	評価	リスク特定、潜在的・実質的リスクの評価		
	対応報告	監督責任者に報告、リスク管理措置の採用、措置の実施とモニタリング、サプライヤーと取引中止、追加事実確認 検証報告書を加盟国の要求に応じて開示、川下の購入者に開示、インターネットを含め一般公表、原料のリサイクル率を公表		

(出所) 『Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning batteries and waste batteries, repealing Directive 2006/66/EC and amending Regulation (EU) No 2019/1020』
 欧州委員会 (2020/12/10)、『Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning batteries and waste batteries, repealing Directive 2006/66/EC and amending Regulation (EU) No 2019/1020』欧州理事会 (2022/3/14) (2022/1/18)

(参考) RMI Pilot Reporting Templateの概要

- PRTは、RMIが公開する他の責任ある鉱物調達に関する報告テンプレートCMRT・EMRTでカバーされない鉱物に関する報告テンプレートとして使用することが可能。

Pilot Reporting Templateの概要

- RMIにより開発された無料の標準化報告テンプレートであり、Conflict Minerals Reporting Template (CMRT) 、Extended Minerals Reporting Template (EMRT) でカバーされていない鉱物のデューデリジェンス情報を収集するために使用 (2022年11月発表)
- 川下企業がサプライチェーンに関する情報を効率的かつ簡潔に収集・開示するために開発 (川下企業：エンドユーザーから製錬所、精製所、加工業者を除く企業を指す)
- PRTの対象鉱物は優先鉱物とされるアルミニウム・銅・リチウム・ニッケルをデフォルトとして、ユーザーの優先順位にしたがって最大10種の鉱物を指定可能 (但し、3TG、コバルト・雲母はCMRTとEMRTに含まれるため指定不可)

RESponsible Minerals Initiative

バイロット報告テンプレート (PRT)

Select Language Preference Here:
日本語 Japanese

本文書の目的は、製品に使用されるアルミニウム、銅、リチウム、ニッケル、およびその他の他の鉱物/金属の調達情報を収集することです。

必須項目は(*)で表示、各質問の回答方法については、「指示」タブを参照してください。

会社情報

会社名(*)
申告範囲又はクラス(*)

申告範囲の説明:
貴社の鉱物の申告範囲を選択してください(最大10種)。この宣言には、最大10種の鉱物または金属を含めることができます。リストに鉱物や金属が表示されない場合は、「Other (その他)」を選択してください。

Mineral	Company	Country of Origin	Percentage of Total Weight	Product Line
Aluminum				
Copper				
Lithium				
Nickel				
Other (specify below)				

鉱物の申告範囲に「Other (その他)」が含まれる場合、ここにその他の鉱物を入力してください。

会社固有の識別番号:
会社固有の識別番号の発行元
住所
連絡先担当者名(*)
連絡先担当者の電子メール(*)
連絡先担当者の電話番号(*)

Instructions Revision Definitions Declaration Smelter List **Product Line**

(出所) RMI 『Pilot Reporting Template PRT v 1.01』 (2022/11/11, PRT v 1.01 released 2022/12/14)

(参考) RMIの各報告テンプレートの概要と国際協調時の検討論点

- RMIは対象鉱物の異なる3つのテンプレートを公開しており、その併用負荷や電池鉱物文脈での統合可能性については検討余地があるのではないか。

	背景	対象鉱物	検討論点
CMRT (Conflict Minerals Reporting Template)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ドット・フランク法1502条（紛争鉱物含有報告義務）に準拠するために容易なデータ共有を可能にすることを目的のひとつとして設定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3TG（タンタル、錫、タングステン、金） 	<ol style="list-style-type: none"> ① 分断されているテンプレートの併用負荷の軽減施策 ② バッテリーメタルについての統合テンプレートの作成・運用 ③ 正極材だけでなく、負極材（黒鉛）も対象とした網羅的なバッテリーメタル特化テンプレートの検討可能性
EMRT (Extended Minerals Reporting Template)	<ul style="list-style-type: none"> ■ CMRTに含まれず、規制要件のないコバルトと雲母のサプライチェーン情報を収集するために設定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ コバルト、雲母 "..currently limited to cobalt and natural mica"と記載 	
PRT (Pilot Reporting Template)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2022年2~3月で実施したメンバー調査において優先鉱物として指摘された上位鉱物のうち、CMRT・EMRTに含まれないものを設定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ デフォルト鉱物：アルミニウム、銅、リチウム、ニッケル ■ 任意の鉱物を10鉱物まで選択可能（CMRT、EMRTの対象鉱物不可） 	